

写

議案第九十八号

高橋地区中山間地域総合整備事業計画について

次のおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年九月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾叁年九月廿九日

原案可決

三朝町議会議長牧田禎

記

一 事業の名称及び工事名	単泉中山間地域総合整備事業 高橋地区農道整備工事
二 施行場所	東伯郡三朝町大字高橋地内
三 工事の概要	農道延長 二〇〇メートル 水路延長 一六五メートル
四 事業費	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
五 事業の実施方法	請負
六 工事の時期	昭和五十三年度